

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人山形県生涯学習文化財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、役員及び評議員が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職の公務員の場合には支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員に対する報酬の各年度の総額は別表第1に定めるとおりとする。

- 2 理事長及び常勤役員に対する報酬は別表第2のとおりとする。ただし、報酬月額及び期末手当については、この総額の範囲内で理事長が決定する。
- 3 非常勤役員に対する報酬は別表第3に定めるとおりとする。
- 4 評議員に対する報酬は、定款第13条に定める各年度の総額の範囲内で、別表第4に基づき支給する。
- 5 役員及び評議員の退職にあたっては、退職手当等、名称のいかんを問わず、これに類するものは支給しない。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員に対する報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって毎月

2 1日に支給する。

2 常勤役員に対する期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する常勤役員に対して、6月30日及び12月10日に支給する。

3 支給日が休日、日曜日又は土曜日にあたる時は、その日の前で最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

4 非常勤役員にあつては、監査及び理事会の出席等、必要の都度、支給する。

5 評議員にあつては、評議員会の出席等、必要の都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給することができる。

3 年額で定められている者が、常勤役員として年度途中に就任した場合はその月から、退任又は死亡した場合はその月までの報酬を月割により算出して得た額を支給する。

4 報酬等は円未満切捨てとする。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人山形県生涯学習文化財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 27 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 27 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 役員に対する報酬の各年度の総額は次のとおりとする。

理事 14,000,000 円までの範囲内

監事 130,000 円までの範囲内

別表第 2 常勤役員に対する報酬の一人当たり各年度の総額は次のとおりとする。

理事長 3,800,000 円までの範囲内（期末手当を含む。）

専務理事 5,400,000 円までの範囲内（期末手当を含む。）

常務理事 4,400,000 円までの範囲内（期末手当を含む。）

別表第 3 非常勤役員（理事長を除く。）に対する報酬は、次のとおりとする。

監査及び理事会等出席の都度、一人一律 10,800 円

別表第 4 評議員に対する報酬は、次のとおりとする。

評議員会出席の都度、一人一律 10,800 円